

○財務省告示第二十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、令和元年五月二十日  
に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行  
条件等を次のとおり告示する。

令和元年六月七日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百三十二回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條  
の法律及びその

三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

ロ 国 債 市 場  
特 別 参 加  
者 ・ 第 I  
非 価 格 競  
争 入 札 発  
行 争 額

六

イ 発

入 価 行  
札 格 競  
発 競 争  
行 争 額

で あつて、財務大臣が各国債市  
場 特 別 参 加 者 以 下  
を 定 め る も の に よ り 発 行  
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非  
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う 。  
各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い  
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

額 面 金 額 一 兆 五 千 六 百 七 十 四  
億 六 千 万 円  
う ち 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第  
四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き  
発 行 し た 割 引 短 期 国 債 に つ い て  
は 、 額 面 金 額 一 兆 四 千 六 百 七  
十 五 億 円 、 財 政 法 第 七 条 第 一 項 、  
財 政 融 資 資 金 法 第 九 条 第 一 項 並  
び に 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 八  
十 三 条 第 一 項 、 第 九 十 四 条 第 二  
項 、 同 条 第 三 項 、 第 九 十 五 条 第  
一 項 、 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に  
基 づ き 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 に  
つ い て は 、 額 面 金 額 九 百 九 十 九  
億 六 千 万 円



十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

令 財 日 額 償 当  
和 務 本 面 還 た  
元 大 銀 金 金 る  
年 臣 行 額 を と  
五 从 通 百 支 き  
月 知 行 円 払 は  
二 受 につ き 〃  
十 け 百 〃 そ  
日 者 円 〃 の  
 〃 〃 翌  
 〃 〃 〃 営  
 〃 〃 〃 業  
 〃 〃 〃 日  
 〃 〃 〃 に